

事 務 連 絡
令和元年 9 月 6 日

日本行政書士会連合会 ご担当者様

国土交通省土地・建設産業局企画課

国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等に関するお願い

平素より、土地関係施策の円滑な執行に御理解と御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、国土交通省では、10 月を土地月間と定めて各種の広報活動を行っており、土地・建設産業局企画課においても、同制度に関するポスター及びリーフレットを作成し、普及・啓発活動を行っているところでございます。

つきましては、当課で作成しましたポスター及びリーフレットを送付いたしますので、国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、同制度については、国土交通省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000019.html）に掲載しております。このページでは、送付しましたポスター・リーフレットのダウンロードも可能となっておりますので、ご活用いただければ幸いです。

また、各都道府県行政書士会に対しても同様のポスター及びリーフレットを送付していることを申し添えます。

担当：国土交通省土地・建設産業局企画課 綱川
TEL：03-5253-8111（内 30-434）
03-5253-8376（直通）
FAX：03-5253-1558
E-mail：tsunakawa-t295@mlit.go.jp